

近代台湾の土地制度

——台湾総督府の施策を中心として——

はじめに——日台接点の始まり——

一 総督府による統治の始まりと展開

1 植民地台湾の始まり

2 台湾における西欧法体制の導入と旧慣

3 初期の統治法——「六三法」の創出——

4 「六三法」以後

二 台湾における旧慣の調査

1 臨時台湾旧慣調査会

2 旧慣への対応

三 台湾における業主権

1 「業」の概念と土地の業主権

2 所有と支配

3 台湾における土地所有——「贖」の概念と紛争——

四 総督府の土地政策

1 台湾の地権制度

2 地租改正と土地調査

五 大租権の整理

1 大租権の調査と確定

2 大租権の消滅

3 登記制度の創出

おわりに——林野・理蕃とその後——

鄭 錦 鳳
谷 口 昭

はじめに——日台接点の始まり——

日本と台湾の接触は、一七世紀の前後に遡る。もちろん、黒潮（日本海流）という海の道を通じて、東南アジアから台湾・琉球、さらに九州・四国を舞台として、古くから海民の交流はあったに違いない。しかし、記録に見限り、日本と台湾の接点は豊臣秀吉の時代を初めとするようである。彼は文禄二年（一五九三）に、高山国すなわち台湾に使者を送り、国書を呈してその入貢を促したが、当時の台湾では諸部族が各地に散在して蕃部落を形成していたので、国書を受け取る「高山国王」が存在しておらず、その入貢を促すことができなかったという。その後、慶長一四年（一六〇九）、徳川家康は肥前国日野江城主であつた有馬晴信に命じ、台湾を視察させたこともあつた。

台湾との交流は、このような日本の支配権力によって行われるよりも、むしろ民間の商人を中心としていた。倭寇時代に頻出した海賊的な掠奪行為を脱した彼らは、室町幕府から勘合符を得て、時の権力者すなわち將軍から通商の許可を公認され、東シナ海を舞台に自由な交易に従事していたのである。中国大陸や台湾の産品は、日本人商人の朱印船によって日本に搬入されており、従つて朱印船を軸とする交易のなかで、日本人商人は台湾に一定の地歩を固めていたといえよう。

近世初期の朱印船貿易商であつた末次平蔵は、ルソンやシャム（タイ）などに「末次船」を派遣していたが、元和五年（一六一九）長崎代官に就任し、寛永二年（一六二五）には配下の船長浜田弥兵衛を台湾に渡航させている。多くの朱印船を持つた末次は翌三年、明国から大量の生糸を輸入するため浜田に命じて長崎を發たせ、台南を中継地にしようとした。しかし、一六二四年以来、台湾はすでにオランダ人が占拠してその根拠地としており、台南に

入つた浜田はオランダ長官ソクに戒止船の借用を申し入れたが拒否され、貿易にも多くの制約が課された。

台湾に進出して統治を始めたオランダ人は、台南に入港する日本の朱印船に積荷額の一〇パーセント近い税を課そうとした¹⁾。それまで自由に出入りしていた台湾で、積荷に対していきなり税を課するのは、朱印船を持つ日本人にとつては是認できないことであり、台南に入港する朱印船は、課税の度にオランダの台湾統治者との間で紛争が發生するようになった。

寛永五年四月、浜田弥兵衛はオランダ人勢力と戦う意図を抱いて二隻の武装朱印船を率い、再び台湾に渡航してオランダ人の台湾長官ヌイツと争つた。対オランダ領事損害賠償談判がそれである。しかし、組織的な武力と政治的な後援、すなわち国家的な背景のない浜田が独力でオランダに対抗し、その勢力を排除することは不可能事であつた。

このように日本人商人がオランダと拮抗を繰り返し、交易に難渋を極めるなか、同一六年、徳川幕府は切支丹禁教と、長崎を拠点として海外貿易を独占するため、鎖国令を發した。これによって日本と台湾、および台湾を中継地とする東アジア諸地域との交通は禁止され、この時点で日本人の海外進出は長期間にわたつて中断することになった。その結果、東南アジアからはもちろん、台湾からも日本人の姿は消えた²⁾。ここに近代以前における台湾と日本の接触はひとまず終わったのであり、以後、明治期まで両者の関係は途絶状態であつたといえよう。

一 総督府による統治の始まりと展開

1 植民地台湾の始まり

明治維新によって近代国家への途を歩み始めた日本は、海外進出の第一歩として台湾を強奪することになる。明

治四年（一八七二）台湾南部に漂着した琉球船の乗組員が殺害された「牡丹社」（原住民の蕃社）事件を口実にして、同七年、日本は台湾に出兵したが、この時点では英米の反対によって台湾占領は実現しなかった。維新の改革が進むにつれて、西洋諸国との不平等条約を改定するため、殖産興業政策によって国力を養った明治日本は、清朝の光緒二〇年（一八九四）日清戦争で勝利し、翌年の下関（馬関）条約で、台湾および澎湖島が清朝政府から日本に割譲されることになった。その結果、台湾は正式に日本の領土となり、ここに植民地台湾の領有と統治という明治政府の海外展開の第一歩が踏み出されたのである。

当時の後進国として海外への展開を進めた明治日本は、以後、西欧の先進列強に倣って遅まきながら近代的な植民地資本主義を標榜する国家の一員となり、東アジアを舞台とする海外拡張政策は「南進」という行動計画を進めるようになる。この間の事情を『台湾事情』は次のように描写している。

今や台湾我手に落つ、恰もよし大日本膨張の機に会せるを。若し治績緒につき拓殖の功挙がるに及ばず、此地我鵬翼を延ばすの根拠となるは自然の勢なり。南を望まば比列實は已に咫尺の間にあり。南洋諸島は飛石の如くに相連なり、香港・安南・新嘉坡も亦遠きにあらず。皆な邦人の雄飛を試むべき地たり。然れども此等の事は唯将来の出来事をして自らこれを証せしめんのみ。³⁾

植民地となった台湾の統治は、太平洋戦争の終結までほぼ半世紀の間続くが、本節では武官による統治が行われた時期、すなわち明治二八年（一九八五）の初代総督樺山資紀から七代総督明石元二郎が没した大正八年（一九一九）までを中心として考察したい。この期間は、全て陸海軍大将・中將などが台湾統治の責任者となり、原則として台湾総督が台湾における立法権（律令制定権）を保持した。外国もしくは異民族を統治した経験のない日本の事

情と、それまで清朝に属した台湾独自の特殊な状況によって、台湾では清朝時代以来の「律令」を以て特別に立法することが必要であり、統治の規準を新規に策定し、また現地の状況を踏まえたものとしなければならなかった時期である。

歴代の武官総督の任期は比較的短く、三代乃木希典の任期においては、治績の不十分さと治安の悪化から、台湾領有の負担感が日本国内に広がっていた。軍政を維持するためには年一〇〇〇万円の経費を要し、このうち七〇〇万円が本国からの補助金であり、その支出の多さが領有を「奢侈」とする世論が起ったのである。これは帝国議会でも論議的となり、台湾を一億円で外国または清朝中国へ売却するべきだという提議がなされたほどである。このため日本政府は、明治三〇〜三一年の議会で補助金を四〇〇万円に削減せざるを得なかった。⁴⁾

しかし、四代総督兒玉源太郎の時期になると、このような台湾領有に対する局面は変化した。もともと諸外国は新興国日本の植民地経営の能力に疑問を抱いていたらしく、日本人の在外新聞誌等によっても、ことさらに悪宣伝が流布していた。台湾は難治の土地であり、これを母国に対する厄介な負担と見做して、その売却を主張するものもあつたからである。このような状況を転換させたのが兒玉源太郎で、外国でも次第に日本の台湾統治に関する顕著な進展が認められ、これを驚異とし讃賞するものまで現れた。日本国内でも、台湾を大日本帝国の唯一の「宝庫」と見做す風潮が強まっていくのである。⁵⁾そこで次に、この時期の統治の基をなす法の姿を見ていくことにしよう。

2 台湾における西欧法体制の導入と旧慣

周知のように、明治維新以後の日本では、幕藩体制の時代とは全く異なつて、大規模な近代ヨーロッパ法の体系を継受した。⁶⁾幕末に結ばれた欧米との不平等条約を改定するためには、当時の世界基準の法、すなわち西欧の法と制度を導入して、法の体系を整備することが急務であつたからである。このことが、ある意味では本来は無関係で

あつた近代台湾の法体制を大きく、急速に変えることになる。

日清戦争の戦果として台湾の割譲を受けた明治日本は、台湾を統治するために、本国で緒についたばかりの近代ヨーロッパ法に基づく法の体系を施行していく。従つて、それまで伝統的な中国法体制のもとにあつた台湾の人民は、いきなり異文化ともいえるヨーロッパ法に直面したのである。これは東アジア文明圏に属した台湾にとつて、法の歴史を書き換える大きな変革であつたといえよう。

もちろん台湾領有の初期において、日本の統治方針も、台湾と日本内地の政治および文化が異なることを認識しており、早急に日本国内の法律を全面的に台湾で施行するのは不適當だと考えていた。ヨーロッパ諸国の植民地統治の先例に倣い、「母国法」を基準としながら部分的には「現地法」を採用し、二つを合わせて植民地台湾における実定法とする必要があつたからである。国家機関や司法制度、犯罪と刑罰など、公法的・統治権的な領域では母国法を施行する一方で、台湾の人々の日常生活に関わる事柄、例えば民商事・交易、親族・相続などの分野では現地法を尊重し、現地の「旧慣」を採用しなければならなかつたのである。後述の総督府による大規模な「旧慣」の調査は、この要請に基づくものであつた。

3 初期の統治法——「六三法」の創出——

ところで、明治二年に発布された大日本帝国憲法では、新規に領土となつた植民地などに行われる法制については何ら規定がなかつた。当然のことながら、数年後に台湾および澎湖諸島が日本国に帰属した際、これに如何なる法制を施行するのかという問題が生じ、日本政府は新たな研究と対応に迫られることになつた。台湾が日本の領土になつた以上、これに対する統治権の所在は明瞭であり、明文のない憲法上も、統治事項に関する規定が台湾に行われることについては疑いのないところである。しかしながら、現地の事情に照らし合わせてみると、同地域

に行われる法律は、全て帝国議会の協賛を経なければならぬかどうかについて、慎重に検討すべき問題点があつたのである。

気候や風土など自然の条件が内地と異なるだけでなく、二〇〇年余にわたつて清朝の統治下にあつた台湾では、住民の大部分は中国民族であつた。当然、風俗や慣習も日本および日本人と著しく相違するため、内地に施行する目的で制定された法律をそのまま台湾に適用することは妥当でない。同時に、台湾において必要となる法律を、台湾の事情に通じない議員に審議させることも適切とはいえない。その故に、政府は新たな便法を案出しなければならなかつた。そこで伊藤博文内閣によつて帝国議会に提出されたのが「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」案である。

伊藤内閣がこの法律案を提出した主な理由は次の通りである。すなわち、領台以来まだ日も浅く、ややもすれば土賊蜂起の虞れがある上に、東京を去ること遠く、交通は不便で一々議会の協賛を経ることは容易でない。のみならず、内地とは全く人情風俗が異なり、同一の法令を以て律することができないため、必要に応じ、臨機に法を制定できることとしなければ、統治の実をあげることができない場合が多いと考えたのである。このような事情の下で明治二十九年、第九回帝国議会に提出されたのが、次の法律案であつた。全文を掲げておこう。⁹⁾

第一条 台湾総督八其ノ管轄区域内ニ法律ノ効力ヲ有スル命令ヲ発スルコトヲ得

第二条 前条ノ命令ハ台湾総督府評議會ノ議決ヲ取り拓殖務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

台湾総督府評議會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ台湾総督八前条第一項ノ手續ヲ經スシテ直ニ第一条ノ命令ヲ発スルコトヲ得

第四条 前条ニ依リ発シタル命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請ヒ且之ヲ台湾総督府評議會ニ報告スヘシ
勅裁ヲ得サルトキハ総督ハ直ニ其ノ命令ノ将来ニ向ツテ効力ナキコトヲ公布スヘシ

第五条 現行ノ法律又ハ將來發布スル法律ニシテ其ノ全部又ハ一部ヲ台湾ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

要するに、この法律案の骨子は、台湾において法律すなわち憲法上法律事項として規定された法令が必要となつた場合に、台湾総督は管轄区域内に法律の効力を有する命令を発することができるということで、総督に広汎な包括的立法権を委任することを主旨としている。帝国憲法を制定し、西欧型の「法治国家」が緒についたばかりの議会、このような総督の権限をめぐる議論が沸騰したのは予想された通りである。議会ではこれを憲法違反とする議論が強く、そのままでは成立の可能性は少なかった。一方、現実の問題として緊急かつ有効な台湾統治の法を定める必要があつたので、政府は対応策として委員会では修正案を加えることで解決を図つた¹⁰⁾。その結果、次の第六条を追加することで前五条が容認されたのである。

第六条 此ノ法律ハ施行ノ日ヨリ滿三箇年ヲ経タルトキハ其効力ヲ失フモノトス

結局この法案は、同年三月三十一日に「法律第六十三号」として公布されたので、台湾の近代史上では「六三法」といわれている。帝国議会を通過したこの法律は、台湾総督府に授權して、総督に台湾における立法権すなわち律令制定権を認めるものであつた。これは法理論上、帝国内において台湾を特別の区域として存在させることを意味する。極端な場合、日本帝国に属する台湾人が帝国憲法によって保証される権利を享有せず、台湾総督府の専断の

もとに置かれることになるであらう。最悪の場合には、台湾人の不満を引き起こし、日本国内でも帝国議会の立法機能を侵すことになるので、一部の議員と学者の批判に晒されることになつた¹¹⁾。

もちろん台湾総督府が台湾で命令を発するとき、つまり独立した「律令」を制定し施行するとき、「六三法」第二条によつて、必ず「台湾総督府評議會ノ議決ヲ取り、拓殖務大臣ヲ経テ勅裁ヲ請フヘシ」と規定されていた。しかし実際において、律令の制定に対して勅裁を得るのは形式的な手続きに過ぎず、甚だしい場合には、帝国議会を通過した国内法を台湾総督が意図的に施行せず、台湾に対して拘束力を持たせない虞れもあつた。日本本土に住む台湾人は帝国憲法の下にあつたので、台湾が帝国憲法の有効領域の外に置かれたところを強調すれば、結局のところ、このような体制は「一国両法域、いわゆる「一国兩制」を生んだといわざるをえないであらう¹²⁾。

4 「六三法」以後

「六三法」は三年を期限とする限時立法である。帝国の法体系からいえば、たとえ天皇でも独立した立法権を有せず、その行政勅令でも法律に抵触することはできず、天皇の緊急命令も帝国議会で追認されなければならなかつた。このことは帝国憲法第八条に、

第一項 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス

第二項 此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ提出スヘシ、若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

と規定することからも明らかである。このように天皇でさえ独立した立法権を持たない法体系のなかで、外地あるいは植民地という特殊性はあつても、台湾総督に専断ともいえる立法権を付与することには大きな異論があつた。

そこで植民地統治の緊急な必要性との兼ね合いで、「六三法」の効力を特別に短縮し、その期間を三年間に限ったのである。

ところが、その有効期限が切れるときに、政府および議会はとうしたか、そしてその後の扱いにも触れておかなければならない。結論は単純である。日本の帝国議会は台湾総督の要請に従い、「六三法」がもつ法的有効性の期間を延長したのである。¹³⁾「六三法」を發布して以来、台湾の施政はようやくその緒についてきたとはいえ、やはり風俗・習慣・民情が特殊なことから、まだ到底内地と同一の立法方式では対応は不可能な状態にあった。そこで政府はしばらく本法の継続を必要とし、次のような「理由書」を附して有効期間を延長する法律案を帝国議会に提出したのである。

理由書

明治二十九年法律第六十三号ノ効力ハ三箇年ニ限り、其期限ハ来ル明治三十二年四月ヲ以テ到達スルニ至ラン、爾来同法ニ基キテ発シタル各種ノ命令ハ其件数既ニ四十余ニ達シ、本島ニ関スル法制ハ稍々備ハレルモノナキニ非サルモ、立法上将来ニ施設ヲ要スルモノ尚甚多シ、然ルニ本島民ノ慣習風俗ニ稽ヘ、實際ノ必要ニ応シ臨機適宜ノ立法ヲ為シ、以テ本島統治上他日ニ違算ナキヲ期セントスルニハ、尚今後数年間同法ノ効力ヲ継続スルノ必要アリ、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ（句点は筆者）¹⁴⁾

この結果、従前の第六条を改定し、明治三十二年二月八日「法律第七号」で次の条項が付加されるにいたった。

第六条 此ノ法律ハ明治三十五年三月三十一日迄其ノ効力ヲ有ス

この改定によって「六三法」の有効期限は明治三十五年まで三カ年延長されたが、適当な改定案もないまま、さらに同年三月「法律第二十号」で再び同三八年三月三十一日まで延長されることになる。そして再度の延長期限がまさに尽きようとしたとき、たまたま日露戦争が起り、総督児玉源太郎大將は軍参謀長として出征することとなったため、本法の有効期限は三度目の延長を余儀なくされた。同年「法律第四十二号」を以て、これを戦争終結の年の翌年一二月末日までとしたのである。

日露戦争の終結後、明治三十九年の帝国議会においても、台湾の立法をめぐっては活発な議論が繰り返された。しかし抜本的な改定案はなく、結局、台湾において法律を要する事項は、台湾総督の命令を以て規定することができるという従来の便法を認めることとなった。但しこの時点では、総督府の命令は台湾にも施行される内地法、および特に台湾に施行する目的を以て制定した法律（特別制定法）、および勅令に違背することができないものとする条文が設けられている。以下は同年「法律第三十一号」（いわゆる「三一法」）の条文である。¹⁵⁾

第一条 台湾ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ台湾総督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第二条 前条ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第三条 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ台湾総督ハ直ニ第一条ノ命令ヲ発スルコトヲ得（略）

第四条 法律ノ全部又ハ一部ヲ台湾ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 第一条ノ命令ハ第四条ニ依リ台湾ニ施行シタル法律及特ニ台湾ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律

及勅令ニ違背スルコトヲ得ス

第六条 台湾総督ノ発シタル律令ハ仍其ノ効力ヲ有ス

この「三一法」が「六三法」と実質的に相違するのは、以下の二点である。

その一は、「六三法」では、律令は台湾総督府評議会の議決を得た後、主務大臣を経て勅裁を請わなければならなかった。これを新法では、台湾総督府評議会の議決を得るという条件を撤廃したことである。その二は、総督府の制する律令が、(1)台湾にも施行される内地法、(2)特に台湾に施行する目的を以て制定した法律、および(3)勅令に違背することはできないとした点である。¹⁶⁾ 総督府評議会の問題はともかくとして、これによってようやく法体系の整合性が一歩進められ、台湾総督の専断を避ける意図が盛り込まれたといえよう。

このような、ある意味では彌縫策、ないし暫定の連続の観を呈した台湾の立法は、大正一〇年になるとようやく画期的な変革を迎える。同年に施行された「法律第三号」(いわゆる「法三号」)は、それまでの旧法とは異なって、総督府の発する律令で規定できる範囲が著しく制限を受けることとなったからである。従前の「律令」中心主義を転じて内地法延長主義を採用し、台湾にも勅令を以て法律を施行することを原則としたのである。その結果、台湾総督の「律令」制定権は、単に日本国内の法令の補完機能を演じることに留まるようになった。以下に「法三号」の条文を掲げておこう。¹⁷⁾

第一条 法律ノ全部又ハ一部ヲ台湾ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ官庁又ハ公署ノ職權、法律上ノ期間其ノ他ノ事項ニ関シ台湾特殊ノ事情ニ因リ特例ヲ設クル必要アルモノニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ為スコトヲ得

第二条 台湾ニ於テ法律ヲ要スル事項ニシテ施行スヘキ法律ナキモノ又ハ前号ノ規定ニ依リ難キモノニ関シテハ台湾特殊ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ限り台湾総督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第三条 前条ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第四条 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ台湾総督ハ前条ノ規定ニ依ラス直ニ第二条ノ命令ヲ発スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ発シタル命令ハ公布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ勅裁ヲ得サルトキハ台湾総督ハ直ニ其ノ命令ノ将来ニ向テ効力ナキコトヲ公布スヘシ

第五条 本法ニ依リ台湾総督ノ発シタル命令ハ台湾ニ行ハルル法律及勅令ニ違反スルコトヲ得ス

ところで、「法三号」が台湾の立法史上画期的な変革だといっても、台湾総督府の体制と統治のシステムが顕著に変化したとはいえない。新しく制定された法律の内容を見れば、台湾総督に付与された立法権に実質的な変化はなかったといえるからである。第二条によれば、台湾において法律を要する事項で、(1)施行すべき法律がないもの、または(2)法律の施行という方法を探り難いものについては、(3)台湾特殊の事情により必要がある場合に限り、台湾総督の命令を以てこれを規定することを可能としたからである。¹⁸⁾ 従って、台湾総督は依然として「律令」制定権を保有し続けたといわざるをえないであろう。

しかながら、「六三法」から「三一法」を経て「法三号」にいたる過程を辿ってみると、台湾における法規範あるいは法理論の根本のところでは、「法三号」は新規の色彩が濃厚であったといえないであろうか。それは台湾の法制を内地法の延長と位置づけ、台湾人の好悪はともかく、日本国内と同化する意図を強く表現していたからである。確かに「六三法」体制の発現以来、台湾人民に対する偏見と圧制の事実が多かった。日本の法制度を台湾に導入することによって、台湾本来の社会や文化との摩擦現象も生じていた。従って「法三号」によって台湾の法制度を内地法の延長線上に置くことは、立法論上のみならず、表面的な法的差別を解消することになったかも知れない。しかしながら法制よりも社会の深層における台湾事情の把握は、植民地統治者にとって急務であった。そのため台湾総督府は「臨時台湾旧慣調査会」を発足させ、後藤新平が会長を兼任して大規模な調査を進めていた。次節では、

台湾で行われた旧慣調査の概要に触れておこう。

一一 台湾における旧慣の調査

1 臨時台湾旧慣調査会

臨時台湾旧慣調査会が組織されたのは明治三四年である。これより先の同三年二月、児玉源太郎の総督就任と同時に行政実務のトップである総督府民政局長（のち民政長官）になった後藤新平を軸として、総督府では旧慣の調査事業を計画する議が起こっていた。そのために特設機関を設け、専門の学者を招聘して集中的な調査と研鑽に専念させる必要が認められ、日本国内の司法界における新進の権威者であった京都帝国大学教授岡松参太郎博士を囑託した。この時期、台湾で旧慣調査が必要とされた理由は次の三点に要約できる。

(1) 旧慣調査は台湾統治の大方針を決定し、諸般の施策を進行させる上で、不可欠の根本事業の一つと考えられた。台湾は日本の領有に帰したものの、当時の日本には植民地の統治について全く経験がなく、台湾の人情風俗はもとより、山川地理の状態にいたるまで詳しくは知らないため、施政面で多くの困難を感じていた。しかも台湾は二〇〇年余り清朝の治下にあり、二一〇万人余の人民には福建人・広東人と一〇万人余の蕃族が含まれていた。福建種族のなかにも泉漳両人民があり、それぞれが歴史的な由来を持つ、近代的とはいえない慣習に従って生活していたので、これらを改良することは容易ではなかった。

日本政府は明治三一年七月一六日「律令第八号」を以て、民法・商法・刑法およびその他の付属法を台湾に施行することとしたが、これらの規定は原住民や清国人間の行為に関しては有効に機能しなかった。結局のところ、彼らに対しては従来の慣例とその他の条理に従って処断しなければならなかったのである。そのため島内におけ

る従来の例規と慣習を明確に把握しなければ、日本当局は日々発生する諸般の事件を処理する根拠が得られず、また人民は自己の権利を擁護する途がなく、統治上の支障は少なくなかったのである。

これが旧慣調査に関する特別機関を設けて、台湾本島伝来の例規と慣習を明確にしよつと務めた第一の理由である。

(2) 同時に、当時の台湾本島で行われていた民事・商事に関する事項は、到底日本国民には諒解できないものが多かった。例えば土地の所有・利用・占有に関する「大・小租戸」の慣例を初めとし、建物の敷地に対する「厝地」、または土地の貸借に際して発生する「典」などが、重要かつ不可解な事例であった。

例えば「典」とは、ある土地を持つ人間（「出典人」あるいは「原主」「原業主」と相手方（「承典人」あるいは「典主」「現業主」）の間に作られた関係である。その多くは「中人」と呼ばれる人間を間に挟んで行われ、そこでは「承典人」が当該土地を使用・収益し、代わりに「出典人」は「承典人」から「典価」と呼ばれる金銭を受け取る関係である。「典価」の慣行は、概ね当該土地の売却額の五〜八割程度であった。¹⁹⁾

また、現行法の担保に近いと思われる「胎」は、「可生息」の意味で、

除金銭借貸外、借主対銀主交付某種信憑物、使其保存、或雖不交付信憑物、但指定信憑物、錢主亦可得幾分安慰、如此關係、宛如懷胎焉²⁰⁾

と説明されるが、これらの慣例にいたっては、何れも日本の国法で律することが困難であったことは自明である。

さらに人事に関する親族・相続などの慣例も日本当局の把握するところではなく、債権に關しても清国の法典である「大清律例」「首例」の規定のみならず、特に台湾本島で発達してきた慣習に依拠しなければならなかった。このような例規や慣習について系統的に調査したものは殆どなく、総督府では往々にして矛盾撞着した処分

例を生じていた。これが旧慣の調査事業を企画し、行政上の判断を統一することに務めた第二の理由である。

(3) 右以外に、台湾本島の経済政策に密接に関連する理由もあった。島内の交通は不便で、土匪の出没もあって経済上の発展に見るべきものはなかった。歴史的に形成されてきた商習慣は複雑であり、原住民と外来の移住民の間では、特に原住民の側の不利に帰するものも多く、交通運輸・貨幣・度量衡や保険・信用組合等の諸機関も旧習に捉われ、農・工・商業の全般にわたって、その振興を阻害する条件が重なっていた。それらの弊害はもちろん、その由来を調査・審査し、漸次に改良する必要が強く認識されていたのである。これが、とりわけ経済上の慣習をも調査しようとした第三の理由である。

このような要請のもとに行われた調査の結果は、総督府による台湾統治の姿勢に反映されたが、台湾社会の研究が進むにつれて、旧習を変革できない素材を提供することにもなった。日本法との一体化を最終目的とする場合、旧来の台湾社会と文化を近代法体系の求める姿に変容させることが期待されたのである。²⁶⁾そこで次に、日本政府の打ち出した旧慣への対応状況を諸規定から見ておこう。

2 旧慣への対応

たびたび述べたように、台湾は近代日本が初めて獲得した外地の植民地であった。文化・風俗の異なる台湾社会を統治するに当たって、植民地支配の経験がないまま、しかも日本自身が新しく継受した西洋の法理に基づく日本法を、総督府は台湾に導入しようとしたのである。その故であろうか、法の適用には相当に慎重な態度で臨んだ跡が見られる。上述の「律令第八号」(民事商事及刑事二関スル律令)第一条は、そのような総督府の姿勢を表現したものである(傍線は筆者、以下同じ)。

民事商事及刑事二関スル事項ハ民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法及其附属法律ニ依ル、但左ニ掲クル事項ハ別ニ定ムルマテ現行ノ例ニ依ル

- 一 本島人及清国人ノ外ニ関係者ナキ民事及商事ニ関スル事項
- 二 本島人及清国人ノ刑事ニ関スル事項

これによれば、日本本国の刑法・民法・商法とその附属法律は台湾でも施行されたが、但書によって、これらの法律は台湾在住の日本人(内地人)に対してはそのまま適用されるものの、台湾本島人と台湾在住の清国人に関わる民・商・刑事事項については、別規定が定められるまで「現行ノ例」、すなわち旧慣に依拠することとしたのであった。

さらに具体的な事例としては、同日に発布された「(明治三二年)律令第九号」(民事商事及刑事ニ関スル律令施行規則)第一条に「土地ニ関スル権利ニ付テハ当分ノ内、民法第二編物権ノ規定ニ依ラス旧慣ニ依ル」と明記され、台湾に特有の土地の権利に関しては日本の民法物権編ではなく、台湾の旧慣を優先させることが規定されたのである。ここにも旧慣の調査が緊急かつ不可欠であった事情が窺えよう。次節以下の叙述にも関わるので、日本法ないし日本人に馴染みのなかった「大租権」について、調査の結果を踏まえて規定された法令の全文を、以下に掲げておこう。

(明治三六年)律令第九号 大租権確定ニ関スル件²⁶⁾

第一条 本令ニ於テ大租権ト称スルハ業主権ニ対スル大租権ヲ謂フ

第二条 台湾総督ハ地方庁ニ大租名寄帳ヲ備ヘ台湾土地調査規則ニ依リ丈量シタル土地ノ大租権者ヲ公示スヘ

シ

- 第三條 大租名寄帳ニ八左ノ事項ヲ登録ス
- 一 大租権者ノ氏名、住所但シ社団又ハ財団ナルトキハ其ノ名称及管理人ノ氏名、住所
 - 二 土地ノ所在、地番、地目
 - 三 大租ノ名称及其ノ租額
 - 四 大租権者ノ負担ニ属スル地租額及官大租額
- 第四條 大租名寄帳ニ脱漏又ハ錯誤アリト認メタル者ハ公示ノ初日ヨリ九十日以内ニ地方庁ヲ經由シテ台湾總督ニ其ノ登録又ハ更正ヲ申請スルコトヲ得
- 第五條 登録又ハ更正ノ申請書ニハ証拠書類ヲ添付シ利害關係人ト連署スヘシ若シ証拠書類ヲ添付スルコト能ハサルトキ又ハ連署スルコト能ハサルトキハ其ノ理由ヲ詳記スヘシ
- 第六條 登録又ハ更正ノ申請ニシテ第四條ノ期間經過後地方庁ニ到達シタルモノハ之ヲ無効トス
- 第七條 大租名寄帳ノ登録事項ハ第四條ノ期間滿了ニ因リテ確定ス但シ登録又ハ更正ノ申請ニ係ルモノハ台湾總督ノ決定ニ因リテ確定シ法院ニ繫属中ノモノハ其ノ判決ニ因リテ確定ス
- 第八條 台湾總督ノ決定ニ因リテ確定シタル大租名寄帳ノ登録事項ニ対シテハ左ノ場合ニ於テ台湾總督ニ再審ノ申立ヲ為シ決定ヲ受クルコトヲ得但シ罰セラルヘキ行為ニ付テノ判決力確定トナリタルトキニ限ル
- 一 決定ヲ受ケタル者力罰セラルヘキ行為ヲ登録又ハ更正ノ申請ニ關シテ為シタルトキ
 - 二 決定ノ憑拠ト為リタル証書力偽造又ハ変造ナリシトキ
- 第九條 再審ノ申立ハ決定アリタル日ヨリ起算シテ一箇年ノ滿了後ハ之ヲ為スコトヲ得ス
- 第十條 第七條及第八條ノ規定ニ依ル台湾總督ノ決定ハ大租権調査委員會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス
- 第十一條 大租名寄帳ノ登録事項ニ付テハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス但シ大租ノ取立ノミヲ目的トスル訴訟ノ

提起ヲ妨ケス

- 第十二條 本令施行後ハ大租権ヲ設定シ又ハ其ノ租額ヲ増加スルコトヲ得ス
- 第十三條 大租権ニシテ明治二十八年五月八日以降本令發布ノ日マテ之力行使ヲ為ササルモノハ消滅ス
- 第十四條 本令ニ規定スルモノノ外必要ナル規定ハ台湾總督之ヲ定ム
- 附則 本令ノ施行期日ハ台湾總督之ヲ定ム

とはいえ、これは清朝時代の法律に逆戻りすることを意味するのではない。日本における近代法体制のもとで、法制が完備するまで、あるいは法の隙間が埋められるまでは、権限を有する行政機関が民間の慣習を採用し、必要な調整をして国家の法体制に組み込むということであった。このような法のあり方は、法体制の黎明期にあつては自明の現象であり、歴史的にも法社会学的にも、慣習法は法社会通用の法源だといえるのではないだろうか。

ただし、台湾の旧慣の一部は、これをヨーロッパ的な近代法の体系を導入する際に余りに特殊であつた。三〇年前に近代化のレールを走り始めた日本人にとつても、換言すれば一世代前には封建的な領主制のもとで生きていた日本人でさえ睽目したであらう旧慣——というよりも現行の慣行があつた。それがいわゆる「業主権」である。

早期に台湾に移住した漢人移民が土地の開墾を始めて以来、大部分の土地には「一田二業主」の制度が存続して来た。土地には所有者と現実の支配者があり、それぞれの権利を別個の「業主権」とする、清朝統治下以来の強固な慣行が蓄積されていた。近代法的な認識からすれば、これは伝統的な中国の王土觀念に基づく領土権と、私法上の土地所有権が区別されなかつた時代の遺物だと見なされよう。上下の業主権が具体化した「大租戸」「小租戸」の関係もまた、封建的な性質を帯びる土地制度のもとで形成されてきたのである。

さらに、総督府が接した時点における台湾の現実は、土地の「業主」が明らかでないことが多く、無断開墾者の土地に対する権利関係も明瞭でなかった。このような状況では、不動産の権利移転が困難であっただけでなく、総督府が意図する地租の徴収もままならなかったのである。これらの不便を解消するため、土地に対して単一かつ明瞭な所有権を設定して、徴税および私的経済取引を確実にすることが急務とされたのは当然のことである。資本主義原理に基づく近代国家であれば、これは何れの植民地においても先ず第一に行うべき事業だと考えられ、帝国の途を歩み始めた日本政府にとっても自明の方策であったといえよう。

業主権については次節で考察するところであるが、ここでは台湾に存在した複雑な二重の土地所有関係に対して総督府が採った方針を見ておこう。結論的にいえば、明治三十七年に発した「律令第六号」によって、前年に確定させた大租権を全面的に消滅させる方策であった。「大租権整理ニ関スル件」⁽²⁶⁾による決定を見ておこう。

第一条 明治三十六年律令第九号ニ依リ確定シタル大租権ハ消滅ス(略)

第二条 政府ハ前条ニ依リ消滅シタル大租権ニ対シ大租権者又ハ其ノ相続人ニ補償金ヲ交付ス

第三条 補償金ハ台湾事業公債法ニ依リ発行スル公債証書ヲ以テ之ヲ交付ス但シ公債証書ヲ以テ交付スルコトヲ得サル端数ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

第四条 補償金額ハ大租額ニ台湾総督ノ定ムル所ノ率ヲ乗シテ算定ス

第五条 抽的大租ハ半年ノ納額ヲ以テ前条ノ大租額トス

第六条 台湾総督ハ確定シタル大租権者及其ノ補償金額ヲ公示スヘシ

第七条 補償金ヲ受ケントスル者ハ前条公示ノ初日ヨリ六箇月以内ニ台湾総督ニ其ノ請求書ヲ提出スヘシ

第八条 前条ノ期間内ニ請求書ヲ提出セサル者ハ補償金ヲ受クルコトヲ得ス

第九条 大租権者ハ明治三十七年分ノ大租ニ付テ八月割ヲ以テ六箇月分ヲ取立ツルコトヲ得但シ二期ニ取立ツルモノハ其ノ上半期分ヲ取立ツルコトヲ得

第十条 本令ニ規定スルモノノ外必要ナル規定ハ台湾総督之ヲ定ム

附則

本令ハ明治三十七年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

右によれば、従前の慣行による「大租」受け取りの権利を廃止して、原権利人には補償金を交付し、「小租戸」を業主と認定して単一かつ唯一の土地所有者とした。あたかも明治維新の後に領主²⁷・將軍・大名・旗本等が保有した土地を秩禄処分²⁸の方式で処理したのと同様の方法を台湾に適用したかのようであるが、これは旧慣を排除した典型例の一つであった。そして「一田一業主」を確定したことで、土地に対する権利は日本²⁹・西歐式の民法上の所有権に一步接近したことになる³⁰。それはローマ法上の所有権 *dominium* 概念が、日本経由で台湾に導入されたことを意味し、ここに土地に対する自由な使用・収益・処分の権限を具有し、他人の干渉を排除し得る排他的・絶対的な所有権万能の、つまり「一物一権」という所有権概念が台湾においても確立したといえよう。

三 台湾における業主権

1 「業」の概念と土地の業主権

「業主権」については、一般にその法的な概念規定は現代でも不可能だとされることが多い。植民地統治という立場から初めて台湾社会と接した明治期の日本人が、最初に直面し、解明に力を尽くしたのは、その文理的あるい

は訓詁学的な意味と法的性格であった。「臨時台湾土地調査会」の設立と旧慣調査については先に述べたが、その成果の一部として編まれた臨時台湾土地調査局編『台湾土地慣行一斑』（第三編）を基に、当時の日本人の理解をたどってみよう。

彼らが「業主」の意義を明晰に理解するには、先ず「業」という文字の意味を追求する必要に迫られた。日本人一般にとつて「業」とは、事業しくは作業という言葉が示すように、ほとんどが抽象的な意味で用いられており、実物名詞として使用することはないと信じていた。ところが、「業」にはもともと「ノゾ」^②という抽象的な概念を示す以外に、財産そのものを表現する実物名詞としての使い方があった。いくつかの事例を掲げてみれば次の通りである。

- (1) 『易繫辭』に「富有曰之大業」とあり、富有とは大産の意であるので大産＝大業、すなわち「業」という字は財産の意味に用いられている。
- (2) 日本においても古くから別荘（別邸）のことを別業と称してきたが、唐代の詩にも「公家貴族好神仙、別業新開水雲辺」という句がある。この場合「業」は邸宅＝不動産を指す名詞であった。
- (3) 『大清律例』（田宅篇）には「若將互爭及他人田産、妄作己業、朦朧投献官豪勢要之人、与者受者、各杖一百、徒三年」とあり、ここでは田を「業」とした。同様の用字は、同註釈に「盜売、謂私將他人田宅、作為己産物、冒認、謂妄冒他人之田宅、認為己業」とあつて、この場合は産も業もともに田宅を表している。また、同篇には「將所置産業、入官」とあり、「ここにいう産業とは財産を意味する言葉であつて、決して日本で普通に用いられる生産的作用の意義ではなく、自己の造置に関わる財産を官に没収するということである。
- (4) 『戸部則例』に「古塚周圍四杖以内、不得開墾、其有開水道者、無論官地民業、概禁報墾」とあり、官地民業とは修飾的対句であつて官地民地と記すのと同じである。

- (5) 同治一〇年（一八七二）一〇月、北路理蕃鹿港海防總捕分府李氏の告諭中にも「因蕃黎不諳耕種、或公費不敷、社眾公界開用、將業出撲或暫行胎典、云々」とあり、ここでは「業」とは明らかに不動産を指している。

以上は文献・法令などに散見するやや訓詁学的な事例であるが、それ以外に台湾本島人の契約書中に慣用する「業」の字は、不動産の意味に用いることを常としており、枚挙にいとまがない。例えば「今因乏銀費用、愿將此業、盡行出典」「該業經已出典、聽其銀主栽種樹木果子什物等項」「東至陳家業西至楊家業」などに見られる「業」は全て不動産としての田園宅地を表す用例である。^③

もう一つ具体例を挙げてみよう。乾隆三年（一七三八）に總督郝玉が記した奏状には、「熟蕃与漢民所耕地界、飭令查明有契可憑、輸糧已久者、各照契内所開四至畝數、立界管業外並下令、嗣後永許民人侵入蕃界、贈買番業」と述べている。これによれば、蕃地もやはり「業」と認識されていたことが判明するであろう。

このように中国の伝統的な法制上、「業主」あるいは「業」は、現代的な不動産の所有者でないし所有権に相当する用語であつた。そもそも中国とその縁辺に位置した台湾における土地の権利というのは、近代的な意味における排他的・絶対的な土地所有権ではなく、むしろ様々に重層する土地の支配権のそれぞれを指すのが一般的であつたからである。従つて、「業」が表現する制限された物権は、同一の土地に属する各種の権利、例えば「典権」（抵当権）・「永佃権」（永小作権）・「地基権」（借地権）などを指し、これらは何れも公義の土地支配権だと認識されていた。このように何らかの形で土地を使用して収益を得る者は全て「業主」と称されたのである。^④

中国の長い歴史を通じて培われ、人々の意識の底流に流れていたいわゆる王土觀念は、土地の所有権は王者のみに属し、人民は単に耕作作業（「業」）を営む者に過ぎないという土地観を根付かせてきた。王者の土地支配権（所有権）は多分に觀念的なものであるから、それが幾百万に分割されて最終的に使用収益する者、または管理する者が現実には具体的な支配権をもつ。彼らに排他的な処分権は認められないものの、このような土地支配のシス

テムでは、名目的な土地所有権よりもその収益権または管理権が重視されてきたことを意味する。

清朝が台湾を統治するようになった時代に、台湾の土地は私的所有の様相を帯びていたが、そこに移住した漢人移民者は、漢人の「墾」墾文化を受け継いでいた。土地は政府の許可を得て開墾するものであり、許可を得た者と実際に開墾・耕作する者の間で「業主権」と「地主権」に分割され、土地は「一田二業主」の形態が普通になったのである。恰も前近代日本の徳川時代における「上土権」と「下土権」に相当するような観念があつて、地盤と地表の所有者は「墾主」と「墾戸」のように二重に存在し得るものと考えられていた。

このように歴史的な背景をたどってみると、中国固有の「一田二業主」の概念は、ローマ法上の所有権理論では理解できず、比較の対象をゲルマンの社会に求めるべきかも知れない。そこで、やや横道にそれるが、概説的なゲルマン法上の所有概念について、主として台湾人研究者の所説からまとめておこう。

2 所有と支配

物に対する支配の形態について、ゲルマン法の分析でしばしば指摘される制限物権と所有権の間には、支配範囲の効力の差があるだけであつた。両者はある意味で相対的だともいえるが、それは、制限物権が強化された場合には所有権に等しくなり、逆に所有権が弱化したときには制限物権と何ら変わらない状態になる。また、土地所有権の内容は、ただの単一的・抽象的な支配権ではなく、同じ土地の上に階層をなす複数の支配状態が存在し、いわゆる「支分所有権」(Geteiltes Eigentum 分離所有権)として容認されていた。中世のドイツにおいては、土地に対する収益権、例えば封土(Lohn)上に存在した農民の永佃権(Erbpacht Erbleihe)には強い実効力があり、これらの強い土地収益権は土地所有権とほぼ同じ性質の効力を持っていた。従つて、このような強い土地収益権が下級所有権と見なされていたのである。²¹⁾

いわゆる「支分所有権」は、イタリアの注釈学派の法理論を受け継いでいる。この学説により、ローマ法上の所有権解釈に、永佃権(emphyteusis)や地上権(superficies)のような強い効力をもつ支配権を付加することが可能となり、このような支配権はある意味で所有権に準じるものといつてもできる。とすれば、所有権が侵害された場合に提起される「所有物返還の訴」(reivindicatio)を準用することによつて、永佃権・地上権等の侵害についても「準所有物返還の訴」(reivindicatio utilis)を提起する可能性が与えられていた。従つて、これによつて保護された永佃権・地上権などの権利は「準所有権」(dominium utile)と称され、純粹の所有権(dominium directum)に準ずるものとされたのである。

この法理論は、一三世紀からドイツに伝わり、先ず封土Lehnに適用され、その後、他の強力な土地収益権に及ばされた。そして近世に至り、このdominium directumを上級所有権、dominium utileを下級所有権(Untereigentum)あるいは収益所有権(nutzbares Eigentum)と称したのである。²²⁾

- さて、中国の固有法にいつ不動産上の権利、いわゆる「業主権」は、他の物権と同じように、主として物を利用する権利(Nutzungsrecht)を目的とした。以下に、伝統的な中国の不動産上の所有権の特質を整理しておこう。
- (1) ローマ法上の所有権のような排他的かつ自由な使用・収益・処分権限を備えず、ゲルマン法に見えるような制限物権と同様の管領権に近く、いわば「物上支配権」の形態をとっていた。従つて、所有権と制限物権の区別は本質の差異でなく、ただ両者の支配範囲が異なつたと見なし得る。
 - (2) ローマ法上の所有権は重層的な所有権を認めていなかった。中国ではこのような単層的な性格ではなく、ゲルマン法の土地支配権のように、経済的必要性によつて各種の具体的な権利を分立・併存させることができた。²³⁾
 - (3) ローマ法に見られる個人主義に基づく所有権ではなく、ゲルマンの社会に特有の団体的(Genossenschaftlich)かつ身分法的な色彩が強い。換言すれば、個人による土地の支配権は種々の制限を受け、これらの制限は家族・

親族はもとより、共同体としての村落または地域社会、さらに究極的には国家に行き着く社会全体を起源としていた⁽³⁴⁾。

結局のところ「業主」の支配権というのは、土地に対する自由な使用・収益・処分権限を意味せず、従って他人の干渉を排除し得る所有権万能の「一物一権」の概念とは異なっていたことを確認しておかなければならないのである。

3 台湾における土地所有——「贖」の概念と紛争——

このように中国一般の伝統的な土地支配概念を考えると、歴史的にやや趣を異にする台湾では、人々と土地の関係はどのような状況であったのだろうか。

清朝末期の台湾においても当然、法律上、また実生活の上で、所有権概念は近代的・ヨーロッパ的なそれとは大きく異なっていた。大陸から移入した漢民は、他人の土地を借りて耕作し、あるいは建物を建築（「起厝」）する場合に、出身社会の習慣を持ち込み、常に「贖」「佃」等の文言で土地賃借の法律関係を表現していた。「贖」とは不動産の賃借を総称する文字で、不動産の業主権を移転せずに、または業主権の範囲内において不動産を使用・収益する関係をいう。台湾では様々な態様をなす不動産の賃借は全て同一の法律関係に属するものとし、それらの間に区別を設ける観念がなく、「贖」権という言葉がそれらを包括した。しかし、「贖」関係には賃借の目的の如何により、または、これより生じる権利の如何によって、その性質は「様ではなく、これを以下の三つの場合に区別することが適当だとされる⁽³⁵⁾。

(1) 贖佃 これは耕種牧畜、その他農業上の目的のために行う土地の賃借をいう。期間の長短および権利の性質によつて、さらに「佃」と「永佃」に二分される。「佃」は債権的性質を有し、「永佃」は物権的性質を有し

た。

(2) 贖地基 これは「厝屋」その他の工作物を建築するために行う土地の賃借で、「承贖者」がその土地に物権的権利を取得するものである。

(3) 贖地 贖佃以外の土地の債権的賃借の総称。そのなかには「厝屋起蓋」を目的とするものと、それ以外の目的を有するものがあつた。

このような態様の区分については、後の日本人研究者も注目するところで、「贖」「佃」という言葉の意義は次のように説明されている。すなわち「給出」贖地は租権の設定を目的とするものであり、「贖出」贖佃は土地の所有者が他人に自己の土地を耕作させるため、「贖地基」は建築のために土地賃借の契約を結ぶことだといふ⁽³⁶⁾。

ところが、日本による台湾統治が始まった当時において、ほとんどの日本人はこのような概念と「贖」の態様を知るはずもなかった。そのため当然のことながら、日本人と台湾人との間で土地の売買契約が結ばれたときに深刻な法律問題が生じた。例えば、明治三二年に発生した「基隆土地紛争事件」はその典型である。この紛争については江丙坤氏の「台湾地租改正の研究」に的確な記述があるので、やや長文ながら以下に引用しておく。

基隆における業主権紛争の特徴を一言でいえば、「地基主」である日本人と「厝主」である現地人との、建物敷地の権利争奪である。基隆はいわば日本から台湾へ出入りする関門であり、日本が領有した当初から多くの日本人が移住し、土地資本家は争って市街地の建物敷地を買い占め、暴利を得ようとした（中略）しかし日本人は土地の買い占めを急ぎすぎたため、大きな過ちを犯した。それは台湾各地に存在する「地基主」「厝主」という特殊な権利関係の中で、「厝主」が土地の実権者であることを見すべしとした点である。それゆえ基隆における市街地紛争は、土地調査開始以前から始まった⁽³⁷⁾。

西英昭氏によれば、「ここでいうところの「地基」とは、一般的にはある土地を持っている「地基主」と、そこに家屋を建築して居住したいとする「厝主」の間に形成される関係である。「厝主」は当該土地に家屋を建築し、「地基主」は「厝主」から「地基租」と呼ばれる幾許かの金銭を收受するものとされる。この「地基」をめぐっては「大租」と同様に、時勢の変遷とともに「地基主」から「厝主」へ「土地二関スル実権」が移ったというように、権利の実態を変化させようとする臨時台湾土地調査局の姿勢があった。それに対し、当時基隆地方を中心に「地基主」から土地をめぐる「権利」を購入していた日本人資本家が、「地基」関係は賃貸借であると強硬に主張したが、そうしなければ自ら購入した「権利」は土地の「所有権」ではなく、ただの「収租権」になってしまったためであった（西英昭「土地をめぐる『舊慣』と『臺灣私法』の関係について」(1)、『不動産権』部分のテキスト分析を手掛かりに、『法学協会雑誌』第二二二巻第七号所収、二〇〇五年七月、一三二―一三八頁）。

この紛争で最大の問題となったのは、土地を買い占めた日本人が実際に買ったものは何であったかということである。それは単に「地基租」を徴収するだけの権利であったのか、それとも実際に土地を使用・収益・処分できる「実権」であったのか。それは「地基主」「厝主」の関係において、「実権」がどちらに属するか、すなわち「厝主」が土地使用の実権を有し、「地基主」は収租（「給地基」と表現される）の実現のみしか行えないのか、あるいは土地の実権は「地基主」が有し、「厝主」はそれを賃借（「税地基」と表現される）しているだけなのか、という論争の形をとって表れることになった（西英昭同右⁽²⁾、同第二二二巻第八号、二〇〇五年八月、一四〇―一四七頁）のである。

この問題、すなわち「以農耕為名的借地建築房屋起厝」についての解決は、かなり遅く大正年間まで曖昧なままに残ることになった。日本の統治が続くなかで、旧慣によって形成された民事慣習は、広範囲に認定されるのではなく、他人の土地を借用して房屋を建築するような土地の利用形態に限っては、僅かに借用人に「地基権」を認めることとしたのであった。⁽³⁾

四 総督府の土地政策

1 台湾の地権制度

日本による台湾領有以前の土地制度と地権の状況については、「清朝時代の土地制度史」として別稿で述べた。⁽⁴⁾ 総督府が行った抜本的な改変を見るために、いま一度振り返っておこう。

オランダ領時代から清朝末期までの台湾では、土地問題に関していくつかの特徴が指摘できる。一つは「隠田」が多かったことであり、二つは土地所有関係における封建的な性格、三つは蕃人との関係である。このうち蕃人、すなわち原住民に対する政策については小稿の末尾で触れることにして、ここでは土地問題を概観しておきたい。

まず「隠田」について。清朝時代に新しく開墾した田園は、ほとんどが台湾の中・北部に集中していたが、通常は「墾首」が官府に対して開墾を申請し、その許可を得た後に「佃戸」に耕作させ、彼らから取得した「大租」を以て官府に地租を支払う仕組みであった。しかし墾首の多くは真正の申請をせず、「多を以て少を申告し」、官府に対して地租を過少申告することが普通であった。例えば雍正年間（一七二二―一七三五）、沈起元は「治台湾私議」に次のように記述している。⁽⁵⁾

漢民開墾、向來請懇、混以西至海、東至山為界、一紙呈請、至数百甲不限、業戸招集佃丁、又私行広墾、以致欺隱日甚、甲畝不清、

これによれば、清朝時代における土地の開墾は、墾戸が官府に対して開墾を申請する場合、「墾照」の上では開

墾の対象となる荒地の範囲について、「四至疆界」という曖昧な表現を用いていた。「東至山、西至海」というような漠然とした境界を掲げ、開墾の完成後に田園の甲数を申告し、賦課の届け出を行ったのである。官府が实地に赴いて精査しなければ、実際に開墾された甲数を知ることが難しく、多くの開墾地が「隱田」となった。開墾者が意図したかどうかとは無関係に、土地政策の杜撰で、おおらかなシステムが隱田の増加を助長することになっていったといえよう。

次に、台湾の土地支配をめぐる封建的な性質について。台湾で土地の大規模な開発が行われたのは、清朝政府の統治下においてである。清朝は官業としての開墾事業を民間に開放し、そのため未墾地を移民に開墾させる墾殖法を施行した。その際、土地の 中国的な 私有制を導入することによって、台湾には多くの漢人移民が吸引されていった。開発の早期には、農業政策上の必要性から移民に対して土地の取得を許し、墾殖を奨励しなければならなかったが、このような政策は、容易に墾戸豪族が出現することを可能とした。彼らは政府から土地の開墾許可を得て、あるいは蕃人から土地を取得した後に、佃戸を集めて広大な土地を開墾することができた。

ここで生まれた墾戸と佃戸の関係が封建的な性格を帯びていたのである。というのは、佃戸は直接墾戸に支配され、外敵の侵入に際しては墾戸に保護され、墾戸に対して「大租」という佃租（地代）を負担したのであるが、その関係は近代的な意味における契約関係というよりは、支配と服従、保護と奉仕からなる封建的な上下ないし主従の人間関係であったといわなければならない。

もちろん、墾戸と佃戸の封建的な色彩の強い契約関係は、西洋中世において領主が軍事的・政治的な職務の代償として家臣に土地（封土）を給与したのとは根本的に異なる。また、中世ヨーロッパで農耕に従事した農奴的な農民（荘民）の存在形態と、台湾の佃戸の有り様にも共通点は見受けられない。清朝治下の農民は、中国的としかいえない土地に対する実権を持っていたし、歲月の推移とともに、その実権は占有者たる佃戸に移る傾向を示

していたからである。のみならず佃戸のある者は、任意に自分が占有する土地を小作人に耕作させ、その小作人より租穀（小租）を徴収し、彼らを「小租戸」と称したからである。このような土地に対する実権の下降現象は、当然のこととして従前の権利者、すなわち懇戸（大租戸）が自ら保有した土地支配権を失っていくことを意味した。前節で見た基隆事件で、日本人が買ったのは何であったのかというのは、まさにこの点を示す典型例であったのである。

さらに、佃戸のなかには勝手にその土地を他人に売却することもあった。小租戸となった佃戸は、自らが占有する土地を売却し、あるいは第三者に貸与する権利も有するようになった。ここに至ると、大租戸は小租戸から単に租穀（大租）を受けられるだけの立場となり、遂には大租権・小租権ともにそれぞれの主体が移転し、両者は互いにその権利者を知ることができない状態となる。その結果、官府に対する納税義務を負う大租戸が最もその弊を受ける事態を招いたといえよう。

これを要するに、台湾において醸成されてきた大租戸・小租戸の習慣は、土地の直接経営者と納税義務との関係を疎隔し、土地に対する実権の所在——これを中国的所有権者と表現してもよい——を不確定なままに放置することになった。そのため土地の重複的な売買、または空売買さえも行われ、これが投機者の乗じるところとなつて、真正の土地利用者の利益を害し、開拓農業の進歩を阻害することになったとい¹⁴⁾。

かつて清朝治下において、劉銘伝は台湾最初の土地丈量を行い、隱田を整理して業主権の所在を確定するため、いわゆる「減四留六」の政策を施行した（別稿参照）。彼が企てた土地の清賦事業は、収税の増加を主要な目的としていたため、調査が苛酷に過ぎて人民の反抗を招き、事業半ばで辞職を余儀なくされた¹⁵⁾。それでも、劉銘伝が着手した土地の調査事業はある程度の成果をあげ、その事業は日本が台湾を領有した後、さらに明確な意志と周到な計画、何よりも強固な国家権力の介入によって継続されることになる。児玉総督と後藤長官が就任して第一に着手

した事業の一つは、人籍と地籍の調査であった。人籍については小稿の関心事ではないので、以下に地籍に関する総統府の施策を検討していくことにする。

2 地租改正と土地調査

台湾で生産する農作物は、主として米と砂糖の原料となる砂糖黍であった。日本による台湾領有の目的の一つは、日本国内の農作物と農工原料の不足を補うことにあり、初めて獲得した植民地を帝国の主要な生産国に発展させようとする計画があった。農業生産の便宜を図るためには、土地の取得とコントロールが必要であり、植民地政府として台湾総督府は明治三十一年（一八九八）から一〇九年計画で土地所有の状態を調査する作業に着手した。

(1) 地租改正

これより先、日本政府は明治二十九年八月「律令第五号」を以て「台湾地租規則」を發布した。次の三カ条がそれである。

第一条 地租八旧慣ニ依リ明治二十九年ヨリ之ヲ徴収ス

第二条 地租ヲ通脱シタル者八其納額五倍ニ相当スル罰金ニ処ス

第三条 本規則ノ施行細則八府令ヲ以テ之ヲ定ム

第一条に規定した通り、地租は旧慣によって同年から徴収することとしたが、第三条が委任し、同時に制定された「府令第二十八号地租規則施行細則」によって、地租は「小租戸」に賦課すべきことが定められている。^④

ところが税の賦課には、対象となる納税者もしくは土地の台帳が必要となる。上述の劉銘伝が測量して作成した簿冊は兵火による滅失、あるいは匪賊の掠奪に遭って散逸しており、僅かに残存した断簡「零冊」と、人民の申告によって徴収せざるを得ないのが実情であった。結局、前年の明治二八年分の地租は、同年七月六日に初代総督樺山資紀の発した租税減免の諭告^⑤によって免除したのである。このような台湾の実情から、賦課の根拠を明確にし、課税の適正を図ることが最大かつ急務であることを認識した総督府は、ここに土地調査を断行することにしたのである。^⑥

(2) 土地調査

台湾における土地調査の実施は、日本政府にとって極めて困難な事業であったが、その完成は台湾統治上、特筆すべき治績として残されたものの一つである。調査の過程を法令で辿っておこう。明治三十一年七月「律令第十三号」で「台湾地籍規則」を定め、「同十四号」で「台湾土地調査規則」を、「同十五号」では「高等土地調査委員会規則」等を發布し、次いで同年九月に「勅令第二百一号」によって「臨時土地調査局」の官制を發足させた。ここには、極めて短期間に集中して調査の態勢を整備した有り様を知ることができる。当初は民政長官後藤新平がその局長に、中村是公が次長に任じ、後に中村が局長となつて調査事業を実施し、明治三十七年にいたつてこれを大成したのである。^⑦

明治三五・六年「臨時台湾土地調査局出張所公文類纂」（国史館台湾文献館蔵、四三九六 三四）「旧慣調査省略方向指令」の「ママから調査に臨む姿勢を覗いてみよう。そこには次の指令と伺いが収められている。

三四 旧慣調査省略方向指令（北港派出所 明治三五・九・六）

本年九月十五日付港派第五二号伺、旧慣調査書省略方ノ件、聞届ケ難シ、
明治三十五年九月 日 局長

これは、現地派出所からの調査書省略の可否「伺」に対する拒否の指令である。「伺」の本文は以下の通りであつた。

「朱書」「港派第五二号」旧慣調査書省略方何之件

旧慣調査八土地調査規程第九十条ニ依リ、一庄毎ニ調査スル儀ニ有之候処、当管内ノ如キハ一堡ヲ通シテ殆ント其慣行ヲ一ニシテ、僅少ノ差異アルノミニ有之候条、右規程ニ準シ各庄毎ニ旧慣調査書ヲ調製センカ、同一ノ書類ヲ数通、若クハ拾数通調製セサルヲ得サルカ如キ実情ニシテ、其手数タルヤ蓋シ少ナサルノミナラス、徒ラ二同一書類ヲ提出スルノ繁アルヲ以テ、同一慣行ノ区域ニ限り、一堡若クハ一管内ヲ通シタル調書式通ヲ調製シ、其一通八最初進達スヘキ庄ノ申告書類ト共ニ之レヲ進達シ、一通八派出所ニ備付ケ、事務員ノ閲覽ニ供シ、爾後各庄特種ノ慣行ニ限り、土地調査規程第九十条ニ依ルコトニ省略致度、此段相伺候也、

明治三十五年九月十五日

北港土地調査局派出所

事務官 荒賀 直順

臨時台湾土地調査局長 後藤新平殿

確かに、現代的な視点からしても、無意味に近い、繁雑をこととする形式主義の色彩が濃厚な指令である。しかし、土地調査局は長官名で頑として派出所事務官の要請を拒否したのであり、ここに、官僚主義といえればそれまでながら、当時の調査局の意欲的で真摯な姿勢をみることはできないであろうか。

調査の一例を、同じ「臨時台湾土地調査局出張所公文類纂」四三九六 三六から見ておこう。

当地方八元来淡水社ト称スル人ノ居住セシ所ニシテ、蕃人ノ開墾セルモノアリ、又漢人ノ開墾セルモノアリテ、蕃租負担ノ土地アリ、又大租負担ノ土地アリ、而シテ蕃租ハ清丈後權利ノ不行使ニ依リ自然消滅ニ歸シ、今ハ大租負担ノ土地ノミニ止マレリ、而シテ段園ニハ必ス大租負担セルヲ例トスレトモ、厝地ハ大租負担セザルヲ例トス、適々厝地ノ大租負担セルモノアルモ、之レ全ク往時田園ニシテ、近年厝地ニ変換セルニ由モノナリ、今其厝地力大租ヲ負担セザルノ事由ヲ取調フルニ、往時起因シ且ツ現大租戸ハ転々売買シタルモノニシテ、更ニ其事由ヲ悉知モルモノナク、從テ之力要領ヲ得サル処アレトモ、大租戸及小租戸力普通一般ニ認識セル觀念ハ、単ニ厝地ハ小租戸自墾ニ係ルモノニ付、大租ノ負担ナク、其自墾ニ係ラザル厝地ハ大租ヲ負担セルモノトスト雖モ、証書ノ証スヘキモノナク、且ツ從來厝地ニシテ大租負担ノ土地ナシト云フ、

右は、「本月十九日付臨出南調第三〇三号ヲ以テ御照会之趣委細了承、取調候処、書類ノ証スベキモノハ無之候得共、左記之通ニ付、此段及御回報候也」として、万丹派出所事務官佐々木基から台南出張所長木村大介に出された回答書である。ここには、漢民が開墾の権利を得て開発した土地に「大租」という名の国家（清朝政府）への賦課があり、大租戸が、その権利（と義務）を転々と売買したことが報告され、それ故に、真正の権利者が証拠書類もなく不明となっている状況が示されている。

同上史料に「一例ヲ挙グレバ大租戸蘇雲梯ナルモノ、清丈前四千二百石ノ大租八現今三千八百石ニ減シ、育嬰堂・養生堂・義塚租等八往時二千石ノ大租、現時千余石ニ減シタル等、具体例渺カラズ」と記すように、このような事例は、それこそ多数例のうちのごく僅かな一例であった。

設立された臨時土地調査局は、局長に就任した中村是公を筆頭に精力的に地籍の調査と三角測量、および地形測量の三種の事業を進めた。前節で見たように、当時の台湾では大租戸・小租戸・佃農が存在し、それぞれの土地に対する権利関係は錯綜していた。従って、複雑な土地支配の状態を単一の所有権に転換することは困難を極めた。申告された田地の面積が大雑把なものであったことはもちろん、それにも増して申告者の権利そのものが真正であるかどうかすらが確実ではなかったからである。

そこで総督府は、過去において日本国内で実施した土地改革の経験に基づいて、台湾の土地改革を進行させることにした。それは、明治維新の際に断行した秩祿処分¹⁷に倣う方式で、旧大名に代表される武士階級の知行高を公債に転化し、近代以前の土地に対する領主権を消滅させたり方である。台湾でも清朝時代の遺制として続いていた大租・小租の関係を消滅させるために、大租戸には大租権に見合った公債を付与し、従前の小租戸を独立した単一の業主と認定し確定することで、重層的な土地所有の権利関係を転換させたのであった。

このような調査事業を推進すると同時に、地租の改正にも着手しなければならなかったのであるが、課税のためには対象となる地目を定めなければならない。総督府は大租権の排除に対する理解と協力を得るため、明治三七年一月一〇日、「律令第十二号」を以て再び「台湾地租規則」を制定・発布した。主要な規定は以下の通りである。

土地の地目については「土地ノ地目ヲ左ノ通定ム」(第一条)として次の五種類とした。

- 一 田、畑、養魚池
- 二 建物敷地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、野原、牧場

- 三 祠廟敷地、墳墓地、鉄道用地、公園地、練兵場、射的場、砲台用地、灯台用地
- 四 道路、鉄道路線、溝渠、用悪水路、河川、堤防
- 五 雑種地等

課税の対象となる地目は「田、畑及養魚池ニ八地租ヲ賦課ス、但シ国庫ニ属スルモノハ此ノ限ニ在ラス」(第五条)として、明確化している。

課税の標準については「地租八土地ノ等則ヲ詮定シ、甲数ニ応シ左ノ租率ニ依リ之ヲ賦課ス」(第六条)とし、租率を次のように詳細に定めた。

一	田	(等則)	(一箇年一甲ノ租率)
		一則	金十七円八十銭
		二則	金十五円六十銭
		三則	金十二円八十銭
		四則	金十円九十銭
		五則	金八円六十銭
		六則	金七円
		七則	金五円六十銭
		八則	金四円
		九則	金三円十銭
		十則	金一円五十銭

二 畑

	(等則)	(一箇年一甲ノ租率)
	一則	金十三円
	二則	金十一円
	三則	金八円六十銭
	四則	金七円三十銭
	五則	金五円七十銭
	六則	金四円六十銭
	七則	金三円四十銭
	八則	金二円六十銭
	九則	金一円六十銭
	十則	金一円六十銭
三 養魚池		
	(等則)	(一箇年一甲ノ租率)
	一則	金九円三十銭
	二則	金七円五十銭
	三則	金五円八十銭
	四則	金三円五十銭
	五則	金二円三十銭

七則 金四十銭

課税の年期については、次の条項(第七条)を設けている。

地租ヲ課セサル土地ニシテ地租ヲ課スル土地トナリタルトキ八其ノ翌年ヨリ地租ヲ徴収ス
 地租ヲ課スル土地ニシテ他ノ地租ヲ課スル土地トナリタルトキ八其ノ翌年ヨリ地租ヲ修正ス
 地租ヲ課スル土地ニシテ地租ヲ課セサル土地トナリタルトキ八其ノ翌年ヨリ地租ヲ徴収セス
 免税の年期については、「地租ヲ課スル土地ニシテ天災ニ罹リ土地ノ形状ヲ変シ、若八作土ヲ損害シタルトキ八、被害ノ情況ニ応シ十箇年以内ノ荒地免租年期ヲ付与スルコトヲ得、荒地免租年期ヲ付与シタルモノハ、満期年ノ翌年ニ至リ原地租ニ復ス、但シ他ノ地租ヲ課スル土地トナリタルモノハ、満期年ノ翌年ヨリ修正ス」(第八条)るものとし、さらに「左ニ掲クルモノハ其ノ土地ノ情況ニ応シ十箇年以内ノ開墾免租年期ヲ付与スルコトヲ得」(第九条)と定め、免租の期間を延長した。

一 項 第一条第二号乃至第五号ノ土地ニシテ、特ニ労費ヲ加ヘテ地租ヲ課スル土地トナシタルモノ
 二 項 海面、水面、海捕、浮洲等ニ労費ヲ加ヘテ、地租ヲ課スル土地トナシタルモノ
 課税の対象となる地租の負担者については、次の条項(第十一条)によって明確化した。

地租ハ業主ヨリ徴収ス、但シ出典ニ係ル土地ハ典主ヨリ之ヲ徴収ス
 業主又ハ典主カ社団、財団又ハ公業ナルトキハ、地租ハ其ノ管理人ヨリ之ヲ徴収ス
 業主、典主及管理人ハ土地台帳ニ登録シタルモノニ依ル

以上の規定を見ると、田・畑・養魚池を第一種の地目とし、建物敷地・塩田・鉱泉地・池沼・山林・野原・牧場が第二種の地目とされたことが分かる。これら二種類の地目が主たる課税の対象となったが、土地調査の結果は、田・畑・養魚池の面積が全地積のほぼ八割を占め、第二種の地目は残り二割であった。後者のうち、塩田は産出さ

る塩が専売に属したので課税対象から除外され、山林・野原は見るべき果実（利益）を生じないので放置され、やはり課税対象から除かれた。また、池沼には灌漑の用途があるので、当面は灌漑に用いられていなくても、課税の対象とはされなかった。

興味を引くのは建物の敷地である。日本国内では宅地税が課されていたが、これは日本に特有の習慣であって、これを台湾に施行することは難しかった。日本人の観念からすれば、建物と敷地（地基）の所有権は別個の不動産物権であり、家屋税と宅地税は別々の課税対象と考えられていた。しかし、当時の台湾人の観念においては、建物と地基は分離することのない一つの不動産だと見なされていた。従って、「地籍規則」に「建物敷地」が田・畑と同列に並べられていても地税の対象とはならなかった。このような措置から、台湾における地租徴収の主要な目標が、田・畑・養魚池であったことが分かるであろう。

五 大租権の整理

国家の財源確保のためであれ、また植民地経営の手段としてであっても、租税の徴収を欠いた近代植民地国家の存立はあり得ない。資本主義経済の初期段階において、土地が租税の源泉となったのも、後進国に通有の現象である。台湾を領有した明治期の日本も、現地における租税を取得することが目的の一つであり、それは地租を賦課する以外にはあり得なかった。

当時の台湾の実情に照らし合わせれば、地租の負担者を確定することが急務であり、そのためには早急に土地私有制を確立させる必要があった。それ故、上述の土地調査は、地租を主要な財源とする台湾において、課税制度を完備して税の増徴を図るために不可欠の措置であった。⁸⁾

1 大租権の調査と確定

ところで、大租権の整理は土地調査の附帯事業として行われたのであるが、台湾における土地制度の改革史上、画期的な意味を持つ事業であった。

そもそも台湾の大小租権の淵源は中国本土にあって、福建・広東など中国南部はもとより、直隸（中国の明・清時代の旧省名で、京師に直属する地区）・甘肅（中国西北の省、省都は蘭州、明代まで陝西省に属したが、清初に分離し、古くから中央アジア・インドへの交通路に当たっていた）その他の地方でも、広範に土地の旧慣として存在していた。

台湾が清朝の治下に入ってから、資力のある有力な移民は官府から「墾照」を受け、「力墾者」と称する実質的な開墾者を招来し、農具・肥料等を給してその地を開墾させた。起業者は「墾首」「業主」あるいは「墾戸」ともいわれ、力墾者は「佃戸」「佃人」といった。その際、「墾首」の地位を得た有力者は、開墾・耕作する「力墾者」に幾分かの資金を融通・給付して、自らは大地主たる地位を占めた。そして彼ら「墾首」は「佃戸」となった農民から租税を徴収し、官府に対して納税の義務を負担する形で、両者は同じ土地から収益を得ていたのである。

ところが、「佃戸」となった農民が自身でその土地を耕作するのは当然であるが、彼らのなかには、さらに土地を他人に耕作させて小作料を徴収する者もあった。ここで出現した小作人は「現耕佃人」といわれ、彼らから徴収する租税を「小租」、墾首が佃戸から徴収する租税を「大租」と称したのである。ここに「小租戸」と称された農民と、「大租戸」となった墾首による土地支配の二重構造が生まれ、台湾に特有の土地所有の旧慣が生じたのであった。

このような「大租戸」「小租戸」の関係ができたのは古く、その後の時の経過とともに、土地と直接の関わりが薄くなった大租戸のうち、ある者は没落し、また権利を「典（質）売」し、その租権は次第に小分化されていった。極端な場合には、その所在すら不明のものが少なからず出現し、自然に土地の実権は占有者である小租戸に移

ていったのである。その結果、大租戸はほとんど虚名のみ存在となっていく一方で、土地の実権を掌握した小租戸は、その土地を自由に売却・貸与するようになった。そうなれば大租戸は単に小租戸から租穀を受ける権利を有するに過ぎなくなるが、遂には大・小両租戸の間で互いに権利者を知ることができない状態すら現出したのである。

一つの土地に二主があり、あるいは権利者が分らないような関係を整理するため、清朝治下において台湾巡撫劉銘伝は光緒十二年（一八八六）、大租権を禁止して小租戸を業主として公認し、これに地租を負担させることに決した。しかし、この時は大租戸側の反抗があつて、この政策は実行できなかった。そこで同一四年、小租戸に納税の義務を負わせて業主と認定し、大租戸には小租戸から収受した大租額の四割を控除して小租戸に還元し、残りの六割を大租戸の取得分とすることに変更し（「減四留六」の法、二九九頁参照）、北部地方の一部に実施したが、全島に実施するには至らなかった。南部の業主は実際に開墾に資本投下した墾戸が多く、劉銘伝の改革に反対したが、北部の業主には自ら投資した墾戸が少なく、改革が容易であつたからである。結局、劉銘伝の改革事業は部分的にしか成果を収められず、その政策は挫折することになったが、後にその事業を強力に進めたのが日本の台湾総督府である。

このように土地の権利が不明確なままで進展してきた大小租権の旧慣は、土地の直接経営者と納税義務者との関係を疏隔し、行き着くところは土地の有効利用と農業の進歩を阻害する大きな要因となつていた。そこで総督府による土地調査に当たっては、旧慣の弊害を根本的に矯正し、地租の徴収を確実にすることを期したのである。そのため総督府は「律令第九号」によって「大租権確定ニ関スル件」を發布し、その第一条で大租権を承認する一方で、同時に「律令第九号第十三条」によって、明治三十六年二月五日以後に大租権の新規設定を禁止する措置をとつた。

2 大租権の消滅

翌明治三十七年五月二〇日、総督府は遂に大租権を買収・消滅させるため、次の立法を行った。「律令第六号」を見ておこう。その第一条は次のように規定していた。

第一条 明治三十六年律令第九号ニ依リ確定シタル大租権ハ消滅ス

続く第三条は

第三条 補償金ハ台湾事業公債法ニ依リ発行スル公債証書ヲ以テ之ヲ交付ス、但シ公債証書ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得サル端数ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

と定め、確定した大租戸の総員に補償金総額三七七万九四七九円（政府の公債三六七万二四三六円を含む）を交付して、彼らの土地に対する権利を消滅させ、小租戸を以て唯一の業主、すなわち土地の権利者と認め、唯一の権利者となつた土地に対して納税義務を負わたのである。ここに、それまで形の上であつても大租戸の下位に位置していた小租戸は、単一の土地の所有者となつたのである。^⑤

もともと台湾には「三級租佃制度」が存在し、清朝による地租の徴収を複雑化させていた。このような重層した租佃関係が、日本政府が補償金（公債）を交付して買収する方式で大租権を消滅させると、それまで錯綜していた土地の権利関係は単純化され、土地は商品化して、その流通性は飛躍的に増大した。その結果、豊富な資本を持つ日本人資本家にとっては、台湾の土地を買収・取得することが容易になった。大租戸に交付された公債の価額は決

して大きいとはいえず、大租戸の多くは没落の途を辿ることになったが、なかには入手した公債を資本金として業を起すものもあつた。中部台湾で台湾人自らの手によって彰化銀行（現彰化商業銀行）を設立したのは、比較的特殊な例の一つである。台中霧峰の林家の事例を紹介しておこう。⁽⁵¹⁾

霧峰（現台中県）林家の大地主林朝棟は、光緒一〇—一一年の清仏戦争中に応募して地元兵になり、劉銘伝によるフランス軍撃退を助けた功績で、劉銘伝から特別に台湾における樟脳の専売権を買い受けた。その一方で、中部地方で農民徴募と開田の許可を得てから本格的な近代産業経営に携わるようになり、ついに巨富を築いた。樟脳事業を営むために、林朝棟とその父方の従兄弟林文欽は共同で「林合」会社を設立し、香港にも支店を置いて事業を拡大した。樟脳事業の全盛期には、林家は全台湾の産業の一〇分の一を握り、鹿港と梧棲港（台中県）からジャンク船で香港に製品を運んだものである。林家は政府当局との関係が良好で信任が厚かつたため、奥地開拓を許されて広大な土地を手に入れ、台湾第二の大地主となったといふ。⁽⁵²⁾

臨時土地調査局による調査では、林家は一五〇〇甲の土地を所有していた。当然、大租戸としての林家の大租権も総統府による買収の対象となり、林家は巨額の公債を取得した。植民地政府は地主に対して公債を商工業や金融業に出資することを奨励していたので、林家は彰化銀行の大株主になり、公債による補償金を商業経営に投資し、地主から実業家に転じたのであつた。⁽⁵³⁾

このように、台湾で大租戸の一部が実業家に成長する一方で、大租権を消滅させ小租戸に土地に対する納税義務を負わせた結果、日本政府が取得することになった地租収入は従前の約三倍に達した。総統府が行つた明治三二—三八年の土地調査は、附帯事業として大租権を整理し、小租戸に業主権を与えて地租納税義務者としたのであるが、調査の結果、台湾の公簿上の土地は、かつて劉銘伝が調査した田園の面積より七〇パーセント以上増加している。これに加えて、税率の改正も行われたので、地租収入は激増することとなったのである。

以上述べたことから、日本政府による調査の結果は、土地の権利関係を単純かつ明確なものとし、政府による課税の便宜と収取額の増大をもたらして、財政上の大きな利点となった。それ以外に、無主の地または権利者の不明な地を接收することで、多くの土地を官有地とすることにもなったのである。同時に、土地売買を促進させる効果を生んだ結果、新たな日本の国内産業資本の運用先を提供し、台湾を名実ともに重要な外地と認識させることになったといえよう。⁽⁵⁴⁾

台湾における土地調査がもたらした効果について、いま少し当時の見解を見ておこう。矢内原忠雄氏によれば、その効果は、第一に地理地形を明らかにすることにより、治安上の便を得たことであり、第二に隠田を整理して土地の甲数を増加させ、大租権を消滅させたことが土地の収益を増加させ、その故に明治三七年の地租改正および増徴によって財政上の増収を得たこと、第三には、土地の権利関係が明確となってその取引を安全なものとしたことによる経済上の利益であつたといふ。⁽⁵⁵⁾

このうち、特に第三の効果として掲げられた経済上の利益は、植民地における本国日本の資本の誘引である。これは、日本の資本家が台湾において土地を取得し、企業設立に向けた投資を行う安全性が保証されたことによる。ほぼ同じ趣旨を竹越與三郎氏は次のように述べているが、まさに至言といふべきであろう。

内は田制を安全ならしめ、外は資本家をして心を安んじて田園に放資せしむるに至るべければ、其効果は永へに限なかるべし。⁽⁵⁶⁾

3 登記制度の創出

さて、総督府による土地調査が進捗し、完成した結果、日本と同程度の土地私有制を確立するためには、土地台

帳と 所有者の 権利の登録、およびそれらを公開するシステム、すなわち登記の制度が必要となる。総統府は明治三八年五月二十五日に「律令第三号」を発し、土地登記の規則を定めた。その第一条は次の通りである。

- 土地台帳ニ登録セラレタル土地に関シ、左ニ掲ケタル権利ノ制定、移転、変更、処分ノ制限又ハ消滅ハ、相続又ハ遺言ニ因ル場合ヲ除クノ外、此ノ規則ニ依リ登記ヲ為スニアラサレハ其ノ効力ヲ生セス、但シ相続又ハ遺言ニ依ル場合ト雖、登記ヲ為スニアラサレハ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
- 一 業主権
 - 二 典権
 - 三 胎権
 - 四 墾耕権

右によれば、この規則では、旧慣上の権利である業主権・典権・胎権・墾耕権については強制登記の制度を採用し、これらの権利は登記を以て効力発生の必要条件とした。ここでは、相続または遺言によって土地の権利を取得した場合は、土地を登記しなければ効力を生じないという強制的な規則ではなく、ただ第三者に對抗することができないと定めているが、それではこの除外規定はどのような意味を持ち、どんな効果をもたらしたのであるうかが。同日の「律令第五号」(「土地登記規則」)によれば、相続や贈与によって業主権を取得した場合は、

- 第一条 土地ニ関スル登記ヲ受ケルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登記税ヲ納ムヘシ
- 一 相続ニ因ル業主権ノ取得

土地ノ価格

千分ノ十五

- 二 遺言、贈与其ノ他無償名義ニ因ル業主権ノ取得

土地ノ価格

千分ノ四十

と定めていた。すなわち、相続した土地に対しては土地価額の $\frac{1}{1000}$ 分の $\frac{1}{5}$ 、遺言・贈与その他無償で業主権を取得した場合は $\frac{1}{1000}$ 分の $\frac{4}{10}$ の登記税を払うべきことが規定されていたのである。土地登記の申請に当たって土地の登記税が課されるのは制度の通例といえようが、相続・遺言による権利の取得者の多くは登記税の負担を嫌い、登記を避けた事例が続出した。その結果、彼らの権利は第三者に對抗できない脆弱なものに留まつただけでなく、土地台帳および登記簿と実際の権利者が一致しない状況、換言すれば、旧慣の時代には普通であった権利者不明に近い状況を生み出すことになる。そこで総督府は明治四四年八月二十四日、「律令第三号」によって「相続未定地整理規則」を發布せざるを得なかった。主な条文を掲げておこう。

- 第一条 本島人タル土地ノ業主死亡シタル時ハ、六月内ニ相続若シクハ遺言ニ依ル業主権ノ取得若シクハ保存ノ登記ヲ為シ、又ハ親族ノ協議ノ上管理人ヲ定メ、コレガ登記ヲ為スコトヲ要ス
- 第二条 前条ノ登記ナキトキハ地方法院ハ利害關係人若ハ檢察官ノ請求ニ因リ、又ハ職権ヲ以テ其ノ土地ノ保管人ヲ選任スベシ
- 地方法院ハ遅滞ナク前項ノ土地及其ノ保管人ノ住所、氏名ヲ公布スベシ

このような追加立法によって、一旦は除外された相続・遺言による土地に対する権利の取得についても、限りな

く強制登記の色彩を帯びたのである。土地の権利移転に際して登記を以て効力を生じさせるようにしたのは、ドイツ法に由来する日本の民法が、不動産の所有権について「對抗登記主義」を採用していたからである⁵⁷⁾。一見、強制的で不合理なものとして受け取られても、それは近代的な土地所有制度を確立させ、土地所有権を保護するために避けられない方策であったといえるのではなからうか⁵⁸⁾。

その後、ここで創出され、変更を加えられた登記制度が、さらに修正されたのか、あるいはそのまま継続されたのかということについては、筆者に分析の余裕がなくて追求しきれていない。小稿では、一気に十数年後のことになるが、大正十一年（一九二二）九月一八日、総督府は「民事二関する法律ヲ台湾ニ施行スルニ付、改廃ヲ要スル律令ニ関スル件」として「大正十年法律第三号附則第二項ニ依り、勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス」という記録を残していることを付け加えておくに留めよう。それは、同日の「律令第三号」によって「大正十一年勅令第四百六号施行前ニ公布シタル律令中、業主権ニ関スル規定」、すなわち従前の「台湾土地規則」等を廃止する立法であった。

第一条 左二掲クル律令ハ之ヲ廃止ス

台湾不動産登記規則

明治三十三年律令第二号

台湾土地登記規則

と規定したのがそれで、同日の「勅令第四百七号」によって、遂に台湾で日本民法（第四・五編を除く）・不動産登記法およびそれらの附属法を、翌二年一月一日から施行することにしたのである。台湾と日本の関係にとつて歴史的な画期となった勅令の「第一節 民事二関スル規定」の一部を掲げておこう。

第七条 台湾不動産登記規則又は八台湾土地登記規則ニ依リテ為シタル登記ハ民法第百七十七条ノ適用ニ付テ

八本令施行ノ日ヨリ不動産登記法ニ依ル登記ト看做ス

結論的に述べるならば、日本が台湾を領有した五〇年間のうち、この時点で総督府は、台湾の旧慣として存在し来った大租権を買収・消滅させ、小租戸に業主権（所有権）を帰属させ、彼らに土地の等則に従った納税の義務を負わせることで、台湾における土地整理事業を完了したのである。地租収入の増加に見るまでもなく、また、その功罪はともかくとして、田圃の旧甲数（一甲は約一町歩）三六万一四一七甲が七七万七八五〇甲に上り、登録された耕地は二倍以上に増加した⁵⁹⁾が、これを総督府による土地政策の帰結とすることができるのである。

おわりに——林野・理蕃とその後——

小稿では、総督府が明治三二年七月に「台湾土地調査規則」（律令第十四号）を定め、これに基づいて臨時土地調査を行ったことを述べた。しかし、その調査の範囲は田・畑・建物敷地・養魚池に限られ、田圃（田畑）については大租権を消滅させて、画期的ともいえる業主権の整理に成功したものの、調査は広大な林野には及ばなかった。台湾の山林原野は、清朝時代において一度も調査されたことがなく、その所有権に至っては錯雑して明らかでなく林野をめぐる紛議は続発する様相を見せていた。

本論考でも、日本統治下における林野の調査と所有権の整理、官有林野の確定と払下げの状況を分析し、その間に生じた現地における紛争に稿を進める必要があるが、紙幅の関係で、ここでは調査の結果を簡略に示し、その後の展開について方向性を述べるに留めたい。

明治四三年一〇月に総督府は「台湾林野規則」(「律令第七号」)を発し、以後五力年間を費やして林野の現状とその所有権を調査した。その結果、初期に官有地七五万二〇九一甲、民有地三万一〇七九甲を査定し、官有林野と民有林野の区別が確定され、最終的には、官有林野が九一万六七五五甲、民有林野が五万六九六一甲となった。⁽⁶¹⁾ただし、台湾の林野の総面積は約二六五万甲とされており、そのうち一七二万甲が原住民の住む、いわゆる「蕃界」に属していた。従って、土地を求める日本の産業資本の視線が蕃界林野に向かい、その調査と整理および開発が日本の国策となると、原始共産的部落制度を維持していた「蕃界の戸を叩く」⁽⁶²⁾ことになるのは当然の帰結であった。植民地台湾に特有の「理蕃」(原住民対策)政策について、長文にわたるが、総督府の設置当初の認識を見ておこう。

台湾将来の事業は実には蕃地にあり、蕃地に事業を興すは先ず蕃民をして我が政府に服従せしめ、彼をして生活の途を得せしめ、野蠻の境遇を脱却せしめざるべからず、而して蕃民をして服従せしめるには、威力を用いると同時に撫育を行わざるべからず、抑も蕃民は常に殺戮を事とし、支那人を襲撃するを能事とするも、是実に支那官民が詐譎を以て蕃民を欺騙するに起因す、元來蕃民は猜疑の念を有し、復讐の心を存すること尠からず、動もすれば紛議を生じ易き為に、常に兵力を以て之に備へざるべからずと雖も、亦信を保ち、約を守るの天性を有す、現に西洋人に対する時は親友として之を好遇するを以て之を知るに足りる、故に之を撫育するに其の法を誤らざれば、之を順服せしむるに敢えて難事にあらず、前政府に於いて実行したるが如き撫墾局の類を設定し、時に酋長其の他の蕃民を集め、酒食を饗し、布帛器物を与え、傍ら教訓を加えて諄々倦まずんば其の好意を収め、樟樹の伐採、樟腦の製造、山林の経営、土地の開墾、道路の開鑿等に於いて円滑の交渉を見ることを期すべきなり、而して一方に於いては一定の土地を給し、耕地の事業に就くの方法を設くれば、漸次感化し

て良民と為すことを得べし、⁽⁶³⁾

ここには緩撫、あるいは撫民主義が前面に出ているが、これも結論的にいえば、総督の代を重ねるにつれて次第に警察・軍事力に傾倒し、それでも一筋縄では解決しなかった「理蕃」政策の難しさを総督府は経験したとだけいっておこう。清朝時代から続く「理蕃」の具体相については後の検討課題としたい。

山林の調査と原住民対策が一応の結果を見たのは、前節で触れた日本国内と同じ民法を施行した時期である。それまでに達成された土地調査と所有権の整理は、近代台湾における土地制度史上、画期的な成果であった。それは第二次世界大戦の終了後、台湾に入った国民党政府に引き継がれ、政治的な評価はともかくとしても、小作農の自作農化を推進させる基盤となったことから認められることである。「国民党時代の土地制度」として別稿⁽⁶⁴⁾を用意したので参照戴ければ幸いである。

注

- (1) 喜安幸夫『台湾史再発見』(秀麗社、平成四年)七四頁。
- (2) 同上書八〇頁。
- (3) 松島剛・佐藤宏共編『台湾事情』(明治三〇年)一三三頁。
- (4) 矢内原忠雄『帝國主義下の台湾』(岩波書店、昭和四年)八頁(本書には周憲文譯『帝國主義下の台湾』がある)。
- (5) 井出季和太『台湾治績志』(青史社、昭和六三年、南方資料叢書9)一二九六頁。
- (6) 王泰升『日本明治維新的法律近代西方化』(『台大法學論叢』第二五卷一期)一一一五頁。
- (7) 王泰升『台湾法的斷裂與連續』(『台大法學論叢』第二五卷一期)一一一五頁。
- (8) 王泰升『台湾日治時期殖民地立法之程序與內容』(『台大法學論叢』第二四卷一期)一七二一八頁。

- (9) 外務省編『外地法制誌』第3巻 台湾の委任立法制度 (文生書院、平成二年) 七頁。
- (10) 外務省編『外地法制誌』第2巻 外地法制制度の概要 (同上) 八頁。
- (11) 外務省編『外地法制誌』第3巻、九頁。
- (12) 薛化元『台湾開發史』(台北三民書局、民国八八年) 一一六頁。
- (13) 同上。
- (14) 外務省編『外地法制誌』第3巻、一一頁。
- (15) 外務省編『外地法制誌』第2巻、四一頁。
- (16) 同上書六一頁。
- (17) 同上書四二頁。
- (18) 同上書七四頁。
- (19) 西英照「慣習調査における『典』をめぐる議論過程について」(『国家学会雑誌』一一八巻一一・一二号) 四八頁。
- (20) 臨時台湾旧慣調査会第一部第二回報告書二八六頁。
- (21) 同上報告書五六五頁、臨時台湾旧慣調査会編『台湾私法』第一巻上(南天書局) 七一頁。
- (22) 薛化元前掲書一一二頁。
- (23) 外務省編『外地法制誌』第4巻 律令総覧、一四六頁。
- (24) 同上書一四六頁。
- (25) 同上書一〇四頁。
- (26) 同上書一〇五頁。
- (27) 王泰升『固有法制與當代民法學』(台北三民書局) 二九頁。
- (28) 臨時台湾土地調査局編『台湾土地慣行調査一斑』(第三編) 一頁。
- (29) 『清代台湾大租調査書』(『台湾文獻叢刊』一五二種、台北台湾銀行經濟研究室編印) 三二九頁。
- (30) 戴炎輝『清代台湾之郷治』(台北聯經、一九八〇年) 四八九頁。

- (31) 黃源盛「香燈租——關於支分所有權、物的負擔之若干考察」(『傳統中華社會的民行法制——戴炎輝博士論文集——』一一頁。
- (32) Gierke, a.a.D.S. 368-375・Huebner, a.a.D.S. 247-249.
- (33) 板倉真五『滿州土地法論』(第一巻) 一〇九頁以下。
- (34) 前註(31) 所掲書によれば、中国でも「比如家産、祭田、會産、廟産等是」という表現があった。
- (35) 前註(21) 所掲『台湾私法』(第一巻上) 五七〇〜三頁。
- (36) 井上和夫編『日本土地法史』(日本法理研究会、昭和一八年) 三二九頁。
- (37) 江丙坤『台湾地租改正の研究』(東京大学出版会、昭和四九年) 二〇八頁。
- (38) 『覆院集』(大正七年控字第七六三) 一六九、一七二頁。
- (39) 鄭錦鳳『台湾における清朝時代の土地制度史』(『名城法學論集』大学院研究年報第33集、平成一九年)
- (40) 『清經世文編選錄』(『台湾文獻叢刊』一一九種、台北台湾銀行經濟研究室編印) 九頁。
- (41) 矢内原忠雄『植民と殖民政策』四五九頁。
- (42) 前註(4) 所掲『帝國主義下の台湾』一七頁。
- (43) 外務省編『外地法制誌』第5巻 日本統治下50年の台湾 三六五頁。
- (44) 論告の内容は前註(5) 所掲『台湾治績志』二二七頁に収録されている。
- (45) 前註(43) 所掲書三六四頁。
- (46) 同上書三六六頁。
- (47) 前註(4) 所掲『帝國主義下の台湾』一七頁。
- (48) 前註(41) 所掲『殖植民と殖民政策』五六二頁。
- (49) 林衡道編『台湾史』(台湾文獻会) 四六一頁。
- (50) 外務省編『外地法制誌』第4巻、一〇四頁。
- (51) 薛化元『台湾開發史』(台北三民書局、民国八八年) 一三四頁。

- (52) 殷允凡著・丸山勝訳『台湾の歴史——日台交渉三百年』（藤原書店、平成八年）二二五頁。
- (53) 同上書三〇二頁。
- (54) 黃靜嘉『日至時期之台灣殖民地法制與殖民統治』三頁。
- (55) 前注（4）所掲『帝國主義下の台湾』一八頁。
- (56) 竹越與三郎『台湾統治志』（明治後期産業発達史資料七）二卷 平成一六年復刻）二二四頁。
- (57) 王泰升『台湾法的斷裂與連續』二四頁。
- (58) 前注（41）所掲『殖民と殖民政策』四六一頁。
- (59) 前注（43）所掲『外地法制誌』第5巻、三六六頁。
- (60) 同上書四二二頁。
- (61) 前注（4）所掲『帝國主義下の台湾』二二三頁。
- (62) 明治二八年当時に水野民政局長が総督に提出した「台湾行政一班」と題する意見書（「殖産の項」下）。井出季和太前注（5）所掲書一四〇頁より引用。
- (63) 鄭錦鳳『国民党時代の土地制度——総督府以後の台湾——』、『名城法学論集』、大学院研究年報第34集、平成一九年。

【補記】本稿は、鄭錦鳳（台湾基隆市・崇右技術学院・財經法律系副教授）の学位請求論文『台湾における土地制度史の研究』（平成一八年度受理、法学博士の学位授与）の一部を本論集用に編成したものである。学位論文の性格上、研究史、特に台湾における研究成果を要約した部分もあったが、史資料の選別と全体の構成、日本文の作成などについては谷口昭（名城大学法学部教授）が助言し、加筆修正を加えた。従って、ファースト・オースとしての著作権および行論上の責任は鄭にあるが、指導担当教員としての全面的な関与を含め、最終的な文責を谷口が負うことを勘案し、両者の連名稿とした所以である。

本論集は、行政法の泰斗小高剛教授の名城大学退職を記念したものである。行政法の構造あるいは原理を

論じるものではないが、明治期の行政、しかも外地における法と行政（施策）の実態を中心テーマとすることから、教授の定年ご退職を嘉し、あえて寄稿させていただいたことに謝意を表するものである。